

議案第12号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第23号)の公布に伴い、国民健康保険における出産育児一時金の支給額について、改正の要あるため提案する。